

職務内容書

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立科学館 館長

【対象ポストの使命、求められる人物像】

大阪市立科学館は、国内、そして東洋で初めてプラネタリウムを導入した大阪市立電気科学館(昭和 12 年(1937)開館)の後継施設として、関西電力株からの寄附を受け、平成元年(1989)10月7日に元大阪大学理学部跡地(大阪市北区中之島4丁目)に開館しました。

開館と同時に施設の管理・運営は、財団法人大阪科学振興協会(平成20年(2012)からは公益財団法人化)に委ねられ、平成18(2006)年度からの指定管理者制度の導入以降は、同財団が指定管理者となり運営を担ってきました。そして、平成31(2019)年度からは、地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下、「当機構」という)が担っています。

公募対象館長として大阪市立科学館(職員23名)を代表し、強いリーダーシップを発揮し、以下に掲げる館の使命達成に向けた業務を総理するとともに、中期目標を達成するため法人が掲げる計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

(館の使命):

「科学を楽しむ文化の振興」

1. 科学館活動で感動を
2. 科学を楽しむ
3. 感動の伝播 科学館から家庭・職場へ

1. 機関名:大阪市立科学館

当館は、当機構の目的や館の使命達成に向け、以下の業務を行うこととしている。

- (1)博物館等を設置すること。
- (2)科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料(以下「博物館等資料」という。)を収集し、保管し、プラネタリウム投影を含む公衆の観覧に供すること。
- (3)博物館等資料に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4)博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究を行うこと。
- (5)博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びに前号の調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと。
- (6)市民の生涯学習の機会を提供すること。
- (7)博物館等資料を貸し出し、及び交換すること。
- (8)他の博物館等、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協働すること。
- (9)第1号の博物館等の運営に関する調査研究及び評価等を行うこと。
- (10)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト:館長 1名(任期5年:令和3年4月1日～令和8年3月31日)

3. 職務内容

館の基本的な経営方針を立案し、設立団体の長(大阪市長)が定める中期目標及びその達成のため当機構が定める中期計画に基づく上記1にかかげる業務及び下記の事項を総理する。あわせて、館の事業を通じて、当機構の設置目的の達成を図る。

(1)館の経営

設立団体の長の認可を受けた中期計画及び設立団体の長に届け出た年度計画に基づいて当機構が行う大阪市立科学館の業務全体を総理する。その際、上記1に掲げる業務と業務運営の効率化を両立させるために強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効果的な配分、内外の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

(2)内部統制と館経営の健全性確保

館を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、当機構の経営会議や理事会等を通じて、館の経営や業務運営に関して外部の意見を聴き、これを館の経営に反映する。

同時に、広報活動や情報開示を推進して館の業務運営の透明性の確保を指導する。また、館職員のコンプライアンス(法令遵守、企業倫理)の徹底を図る。職員の多様な働き方を踏まえた職務環境の醸成など、職員の多様性を活かした経営をする。

(3)機構への貢献

館を代表して、当機構の他館との連携・協働を図るとともに、機構の設置目的の達成に貢献する。

(4)外部関係機関との連携

国内外の博物館、大学、研究機関、大阪市の諸機関、NPO 法人・民間企業等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

4. 求める資格・経験等

学芸員としての専門知識と組織管理の実務経験、またはそれと同等の能力・経験を有し、変動する社会の中で広い視野に立って博物館の使命達成につとめ、次の事項を満たすことができる人材。

- (1) 原則として任期満了時点で70歳以下であること。
- (2) 大阪市立科学館の特徴と資源を活かした経営ができること。
- (3) 館の使命に基づく事業計画の立案と適切な進捗管理、および、動的や静的な展示とプラネタリウムコンテンツの制作指揮ができること。
- (4) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、高い倫理観を有すること。
- (5) 市民、他館、大学、国内外の関係機関、メディア等との連携・協働・交渉ができること。
- (6) 館職員の掌握と意識高揚を通じて組織を活性化できること。
- (7) 博物館経営におけるリスク評価・管理を行い、コンプライアンスの徹底ができること。
- (8) 多様な働き方を踏まえた、職務環境の醸成ができること。

5. 勤務条件等

(1)勤務条件 ※下記条件等は募集時点のものであり、変更する場合があります。

- ・ 勤務形態:常勤
- ・ 休日:4週8休(勤務シフトによります)、年末年始(原則12月29日～翌1月3日まで)の休日

- ・勤務地:大阪市立科学館(大阪市北区)
- ・給与:年収約 1,000 万円(税込)、通勤手当(上限 55,000 円)等
- ・福利厚生:法令の定めるところにより、大阪市職員共済組合(健康保険、年金)、大阪市職員互助会、地方公務員災害補償基金、雇用保険に加入
- ・危機管理:地震等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
※大阪又は近郊に居住可能な者に限る

(2)選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考((3)の応募種類による選考)
 - ② 二次選考(面接審査)
 - ③ 当機構理事会の審議を経て理事長が任命

(3)応募書類等

- ・【必須】履歴書(別紙指定様式①)と同書記載の主要業績に係る成果物(著作、展覧会図録等、講演会・学会資料に関するものは各 1 点まで、論文等(抜刷り・またはコピー)は 3 点まで)
- ・【必須】自己アピール文書(以下について、別紙指定様式②で 2 枚(2,500 字)以内)
 - ① 自身の知識・経験、能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
 - ② 今回応募する職務に関連した提言、抱負
 - ③ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など
- ・【任意】推薦書(他者の推薦がある場合は提出することができます、別紙指定様式③で 800 字程度)

6. 欠格事項

地方独立行政法人大阪市博物館機構有期雇用職員就業規則第 6 条に該当する場合は、応募することはできません。

○ 地方独立行政法人大阪市博物館機構有期雇用職員就業規則(抄)

第6条 受験の資格要件は、採用する職に必要な年齢、経験、学歴、免許等の条件を有することとし、理事長が別に定める。ただし、次の各号に該当する者は職員となることができない。

- (1)成年被後見人又は被保佐人
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であつて、当該処分の日から2年を経過していない者
- (4)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者